

## JR東海労・年休裁判大阪訴訟

# 不当判決弾劾！

JR東海労新幹線関西地本の大谷川公明さんが、JR東海に対して損害賠償を求めて大阪地裁に訴えていた年休裁判大阪訴訟(横田昌紀裁判長)は7月6日、大谷川さんの訴えを棄却する不当判決を言い渡しました！

大谷川さんの「年休を申し込んでも年休が付与されなかったこと、また失効したことは労働基準法39条に違反し、労働者の権利を侵害する」との訴えに対し、裁判長は年休権について一切触れず「人員不足を理由とした年休の時季変更には違法性はない」「5日前に時季変更権を行使することも不合理とはいえない」「恒常的に要員不足があったとは認められない」と述べ、年休裁判東京訴訟で東京地裁が認めた内容を、全面的に覆す反動判決をおこないました！

判決後の報告集会で大谷川さんは「控訴してさらにたたかいを進める」との強い決意を表明しました！



報告集会で挨拶を述べる大谷川さん

**JR総連は、原告の大谷川さん・JR東海労の仲間とともに、さらに連帯の輪を拡げ、たたかいを推し進めていきます！**